

令和 8 年第 1 回 新座市教育委員会 臨時会  
会 議 録

招集期日	令和 8 年 2 月 4 日 午前 9 時	場所	市役所本庁舎 3 階 302 会議室			
開閉日時 及び宣告者	令和 8 年 2 月 4 日 午前 9 時	開会	宣告者 金子 廣志			
	令和 8 年 2 月 4 日 午前 9 時 22 分	閉会	宣告者 金子 廣志			
教育長	金子 廣志					
委員	議席番号	氏名	出・欠			
	1	小 泉 哲 也	○			
	3	児 玉 裕 子	○			
出席職員	議席番号	氏名	出・欠			
	2	宮 瀧 交 二	○			
	4	荒 井 晃 子	○			
出席職員	① 教育総務部長	○	② 教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長	○	③ 教育総務課長	—
	④ 中央公民館長	—	⑤ 中央図書館長	—	⑥ 学校教育部長	—
	⑦ 学校教育部副部長兼教育支援課長	—	⑧ 学務課長	○	⑨ 教育相談センター室長	—
	事務局 教育総務課副課長 生田目、教育総務課主事 野口					
会議事件名	発言者	発言の要旨				
開会	教育長	令和 8 年第 1 回新座市教育委員会の臨時会を開会する。 午前 9 時				
議案第 2 号	教育長	議案第 2 号「新座市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の申出」について生涯学習スポーツ課長から説明願う。				
	生涯学習スポーツ課長	<p>始めに改正の経緯について説明する。市民総合体育館アリーナ及び武道場について、令和 5 年度及び令和 6 年度に空調設備が設置され、未整備となっている同体育館卓球場についても令和 7 年度中に設置するよう事務を進めているところである。これに伴い、空調稼働に伴う電気料金相当分を使用料に上乗せするほか、施設管理運営コストの増加を踏まえた見直し及び新たに受益者負担を求めるべき施設として市民総合体育館ウエイティングコースの有料化を行うものである。</p> <p>使用料の改正率は、空調稼働に伴う電気料を転嫁するため、1 時間当たり 64.2% の引上げを、また施設管理運営コストの増加分として 13.9% の上乗せを行うものであり、空調が整備された施設については合計 78.1% の引上げを行うものとなっている。</p> <p>78.1% の引上げを行う施設は、総合体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、武道場及びウエイティング室を専用利用する場合とし、施設管理運営コスト増加分 13.9% の引上げを行う施設は、弓道場、相撲場、大会議室、小会議室、研修室を専用利用する場合とする。個人利用の場合には、これまでの使用料が 100 円単位となっていたことを考慮し、利用者にわかりやすい金額となるよう、50% 増とする。</p> <p>福祉の里体育館についても、総合体育館と類似施設で</p>				

議案第3号	教育長	あるため、同等の使用料の引上げを行う。
	生涯学習スポーツ課長	また、使用料引上げに加え、現行条例においては、総合体育館について、午前9時から午後9時30分までを4つの利用時間に区分し、それぞれの時間帯の使用料を定めているが、改正後は1時間当たりの使用料金を定めることとし、実際の利用時間区分については、当該施設の指定管理者であるスポーツにいぎコンソーシアムと協議し、利用者にとって使いやすいものとなるよう定めることとするほか、運用上想定されない不要な規定等について、所要の整備をはかるものとなっている。
	教育長 教育総務部長	施行日は、改正内容の周知期間を設けるため、令和8年7月1日とする。
	教育長 教育総務部長	これまでは区分単位で貸し出しをしていたものを、時間単位にするということか。
	教育長 教育総務部長	条例では時間単位で定めるが、実際の貸し出しについてはこれまでのように区分を設定する。利用者の実態に合った区分について、今後、スポーツにいぎコンソーシアムと協議し決定する予定である。
	教育長 教育総務部長	料金について具体的に説明願う。
	教育長 教育総務部長	例えば、サブアリーナ全面を午前中利用する場合、改正前は4,180円であり、1時間当たりに換算すると1,045円となるが、改正後は78.1%増の1,860円になる。
	教育長 教育総務部長	空調が入ったことが大きな要因ということか。
	教育長 教育総務部長	値上げは経費の上昇率を換算したものである。
	各委員 教育長	電気料金が主なものということでしょうか。 そうである。
教育総務部長 教育長	快適に施設を使っていただけになると思う。空調の使用の有無は料金に影響しないのか。	
各委員 教育長	使用料に含めているという考え方である。	
各委員 教育長	ほかに御意見等あるか。	
各委員 教育長	なければ議案第2号を承認としてよいか。	
各委員 教育長	承認 議案第2号を承認する。	
各委員 教育長	続いて、議案第3号「新座市スポーツ施設規則の一部を改正する規則」について生涯学習スポーツ課長から説明願う。	
生涯学習スポーツ課長	議案第2号で審議いただいた新座市スポーツ施設条例の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもので、公共施設予約システムの運用に合わせて、条例と同様の理由で、第4条の文言の整備を行うほか、総合体育館の利用時間区分を見直すことにより、別表備考2の削除を行うなどの改正を行うものである。	
生涯学習スポーツ課長	こちらの改正については、施行日を公布の日からとする。	
教育長 生涯学習スポーツ課長	市内登録団体を市内団体としたのはなぜか。 以前は市内の団体を登録制としていたが、現行のシス	

議案第4号	一ツ課長	テムではそのような運用をしていないため、実態に合わせて改正するものである。
	教育長	第5条については、団体ではなく個人利用とわかるよう明確にしたものか。
	生涯学習スポーツ課長	そうである
	教育長	ほかに質疑はあるか。
	各委員	なければ議案第3号を承認としてよいか。
	教育長	承認 議案第3号を承認する。
	生涯学習スポーツ課長	続いて、議案第4号「新座市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」について生涯学習スポーツ課長から説明願う。
	生涯学習スポーツ課長	学校施設開放事業は、「新座市立学校施設の開放に関する規則」により、学校教育に支障のない範囲で学校施設を活用し運営している。今回の見直しは、令和5年度から令和7年度にかけて、市内小・中学校の体育館及び武道場に空調設備が設置されたことに伴い、団体開放として学校施設を無料で使用している団体のうち、体育館及び武道場の空調設備を使用した団体については、受益者負担の考えの下、その使用に係る電気料金に相当する額を御負担いただくものである。
	教育長	改正内容としては、第6条に新たに電気料金の徴収について規定し、体育館及び武道場の空調設備を使用した団体に対し、教育委員会が電気料金を徴収できるように定めるものである。
	教育総務部長	なお、電気料金については、実費相当分として、全校共通で1時間当たり400円を御負担いただく予定である。
委員	規則の施行日は、利用者への周知期間を勘案して、令和8年7月1日とするものである。	
生涯学習スポーツ課長	料金の設定は他のスポーツ施設とのバランスはどうか。	
教育長	他の施設と同様、1時間当たりの平均的な電気料金を設定している。施設規模が異なるので、金額は異なる。	
生涯学習スポーツ課長	利用している団体からの反応はいかがか。	
教育長	まだ周知していない。これから丁寧に説明していく。	
生涯学習スポーツ課長	エアコンを利用した場合に料金が加算されるということだが、どのようにチェックするのか。	
教育長	利用申請時に申告していただく。また、虚偽の申告があった場合にはペナルティを課す可能性についてもご説明する。	
教育総務部長	当初、プリペイドカードで管理する方法を検討したが、導入経費が高額であるため断念し、申告制とした。	
教育総務部長	これは条例で定める必要はないのか。	
教育総務部長	地方自治法では使用料は条例で定めることとなってい	

<p>専決処分</p>	<p>教育長</p> <p>各委員 教育長</p> <p>各委員 教育長</p>	<p>るが、今回は暫定的な導入段階のため、雑入として計上することとしている。このため現時点では条例化する必要はない。</p> <p>管理が難しくなると思うので、例えば夏季料金、冬季料金を設定することも良い方法ではないか。</p> <p>課題はあるが、実施してみて、また報告をお願いする。ほかに質疑はあるか。</p> <p>なければ議案第3号を承認としてよいか。</p> <p>承認 議案第3号を承認する。</p> <p>続いて、専決処分の報告が1件あるが、本件は人事案件のため非公開としてよいか。</p> <p>承認 では、非公開とする。</p> <p>(非公開)</p>
<p>閉会</p>	<p>教育長</p>	<p>これをもって令和8年第1回の新座市教育委員会臨時会を閉会する。</p> <p style="text-align: right;">午前9時22分</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

書 記